

# 令和元年第7回富山県教育委員会議事日程

6月28日（金）午後1時30分

教育委員会室

## 1 会議録の承認について

令和元年5月24日開催の令和元年第6回富山県教育委員会会議録の承認について

## 2 議決事項

議案第18号 富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件

議案第19号 富山県立学校文書管理規程一部改正の件

## 3 報告事項

(1) 臨時代理について（令和元年6月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

(2) 令和2年度富山県公立学校教員採用選考検査志願状況について

(3) 県立高校再編による新高校の開設準備検討会について

## 4 その他

今後の教育委員会等の日程について

## 5 議決事項

議案第20号 富山県立山博物館運営委員会委員任命の件

議案第21号 令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書（特別支援学校小学部知的障害者用教科書）採択の件

議案第22号 富山県いじめ防止対策推進委員会委員任命の件

## 6 報告事項

(4) 臨時代理について（令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書（小学校用教科書採択の件））



議案第18号

富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件  
富山県教育委員会文書管理規程の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部  
を次のように改正する。

別表第3の2の項中

(5) 不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分を行うための決裁文書	不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分を行うための決裁文書	を
(5) 審理員の指名、審理手続、諮問、裁決その他の不服申立てに関する文書	審理員の指名、審理手続、諮問、裁決その他の不服申立てに関する文書	に改める。

様式第1号の1から様式第1号の3までの規定中「（日本工業規格A5）」を  
「（日本産業規格A5）」に改める。

様式第3号から様式第6号までの規定及び様式第8号から様式第11号までの規定  
中「（日本工業規格A4）」を「（日本産業規格A4）」に改める。

様式第12号中「（日本工業規格A5）」を「（日本産業規格A5）」に改める。

様式第13号及び様式第16号中「（日本工業規格A4）」を「（日本産業規格A4）」に改める。

様式第17号中「（日本工業規格A5）」を「（日本産業規格A5）」に改める。

様式第18号及び様式第19号中「（日本工業規格A4）」を「（日本産業規格A4）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の富山県教育委員会文書管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行により工業標準化法（昭和24年法律第185号）が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められることから、所要の改正を行うもの
2 訓令案の内容	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 富山県教育委員会文書管理規程の様式について、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める規定整備を行うもの</p> <p>(2) その他規定整備</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和元年7月1日</p>
3 他の規則等との関連	富山県立学校文書管理規程
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

現行

改正案

備考

○富山県教育委員会文書管理規程

第1条～73条 略

別表第1、2 略

別表第3 (48条関係)

○富山県教育委員会文書管理規程

第1条～73条 略

別表第1、2 略

別表第3 (48条関係)

保存期間	公文書の区分	主な類型
1 永久	略	略
2 文書の効力、重要度、資料価値等に応じて永久又は10年	(1) 略	略
	(4) 略	略
	(5) <u>不服申立てに対する裁</u> <u>する裁決又は決定そ</u> <u>の他の処分を行うた</u> <u>めの決裁文書</u>	<u>不服申立てに対する裁</u> <u>決又は決定その他の処</u> <u>分を行うための決裁文</u> <u>書</u>
	(6) 略	略
	(7) 略	略
5 文書の効力、重要度、資料価値等に応じて3年又は1年	略	略

保存期間	公文書の区分	主な類型
同左	略	略
同左	(1) 略	略
	(4) 略	略
	(5) <u>審理員の指名、</u> <u>審理手続、諮問、裁</u> <u>決その他の不服申立</u> <u>てに関する文書</u>	<u>審理員の指名、審理手</u> <u>続、諮問、裁決その他</u> <u>の不服申立てに関する</u> <u>文書</u>
	(6) 略	略
	(7) 略	略
同左	略	略

富山県文書管理規程の一部改正に伴う規定整備

様式第1号の1 (第12条関係)

様式第1号の1(第12条関係)

文書取発票		受領
件名	室課(係)	文書番号 第 号
取発先 (発書 番号 / 番号 第 号)	施行	
摘要		

(日本工業規格A5)

備考 室課(係)欄は、本件にあつては室課の名称を、出先機関にあつては課又は係の名称を記載すること。

様式第1号の1 (第12条関係)

様式第1号の1(第12条関係)

文書取発票		受領
件名	室課(係)	文書番号 第 号
取発先 (発書 番号 / 番号 第 号)	施行	
摘要		

(日本産業規格A5)

備考 室課(係)欄は、本件にあつては室課の名称を、出先機関にあつては課又は係の名称を記載すること。

法改正による  
名称の変更

様式第1号の2 (第12条関係)

様式第1号の2(第12条関係)

閲覧		確認
文書保管票		
件名		室課(係)
		文書番号
		第 号
		取受
取発先		施行
	(案書 番号 / 番号 号)	ファイル名
摘要		保存期間 永 10・5・3

(日本工業規格 A5)

様式第1号の2 (第12条関係)

様式第1号の2(第12条関係)

閲覧		確認
文書保管票		
件名		室課(係)
		文書番号
		第 号
		取受
取発先		施行
	(案書 番号 / 番号 号)	ファイル名
摘要		保存期間 永 10・5・3

(日本産業規格 A5)

法改正による名  
称の変更



様式第1号の3 (第49条関係)

様式第1号の3(第49条関係)  
文書保存票

件名	室課(係)
	文書番号
	第 号
	収受 . . .
取発先 (発書 . . . / 番号 第 号)	施行 . . .
摘要	ファイル名
	保存期間 永 . . 10 . 5 . 3

(日本工業規格 JIS)

様式第1号の3 (第49条関係)

様式第1号の3(第49条関係)  
文書保存票

件名	室課(係)
	文書番号
	第 号
	収受 . . .
取発先 (発書 . . . / 番号 第 号)	施行 . . .
摘要	ファイル名
	保存期間 永 . . 10 . 5 . 3

(日本産業規格 JIS)

法改正による  
名称の変更

様式第2号 (第12条関係)  
略

様式第2号 (第12条関係)  
略

様式第3号 (第11条関係)

様式第3号(第11条関係)

持株文書等受領簿

受領年月日	種類	引受局 引受番号	金券の種類額		発行者	受信者 (氏名(係))	受領者
			金額	種類			
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						

(日本工業規格 A1)

- 備考 1 種類欄は、該当するものをすべてを囲むこと。  
 2 受信者(係)欄は、親展文書にあつては、あて名の者の氏名を記載すること。

様式第3号 (第11条関係)

様式第3号(第11条関係)

持株文書等受領簿

受領年月日	種類	引受局 引受番号	金券の種類額		発行者	受信者 (氏名(係))	受領者
			金額	種類			
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						
・	電報・書留 証券・親展						

(日本産業規格 A1)

- 備考 1 種類欄は、該当するものをすべてを囲むこと。  
 2 受信者(係)欄は、親展文書にあつては、あて名の者の氏名を記載すること。

法改正による名  
称の変更

様式第4号の1 (第15条関係)

様式第4号の1(第15条関係)

件名		年月日	
あて先		起案	年月日
		決裁	年月日
		施行	年月日
起案者		処理期限	年月日
課 係 (電話番号)		記号・番号	第 号
職名・氏名		保存期間	
ファイル分類			
知事 副知事			
教育長	教育次長	課長	課員
起案理由等			
取決要額			
公印承認			
県報登載		年月日	
例文番号		例文登録日	年月日
開示区分			
非開示理由			
(起案用紙)			

(日本工業規格A1)

様式第4号の1 (第15条関係)

様式第4号の1(第15条関係)

件名		年月日	
あて先		起案	年月日
		決裁	年月日
		施行	年月日
起案者		処理期限	年月日
課 係 (電話番号)		記号・番号	第 号
職名・氏名		保存期間	
ファイル分類			
知事 副知事			
教育長	教育次長	課長	課員
起案理由等			
取決要額			
公印承認			
県報登載		年月日	
例文番号		例文登録日	年月日
開示区分			
非開示理由			
(起案用紙)			

(日本産業規格A1)

法改正による  
名称の変更

様式第 4 号の 2 (第15条関係)

様式第4号の2(第15条関係)


(起案附属用紙)

(日本工業規格A1)

様式第 4 号の 2 (第15条関係)

様式第4号の2(第15条関係)


(起案附属用紙)

(日本産業規格A1)

法改正による  
名称の変更



様式第5号 (第16条関係)

様式第5号(第16条関係)

例文登録依頼書

年 月 日

教育企画課長 殿

室 課 の 長

次の事業について、富山県教育委員会文書管理規程第16条第2項の規定により、別添の  
文案を例文として登録してください。

事 案	
文 案	
あ て 先	
担 当 係 名	

例文登録通知書

年 月 日

室課の長 殿

教 育 企 画 課 長

次の事業について別添の文案を登録したので、富山県教育委員会文書管理規程第16条第  
3項の規定により通知します。

事 案		第 号
文 案		
登 録 番 号	課別・共通	第 号

(日本工業規格A1)

様式第5号 (第16条関係)

様式第5号(第16条関係)

例文登録依頼書

年 月 日

教育企画課長 殿

室 課 の 長

次の事業について、富山県教育委員会文書管理規程第16条第2項の規定により、別添の  
文案を例文として登録してください。

事 案	
文 案	
あ て 先	
担 当 係 名	

例文登録通知書

年 月 日

室課の長 殿

教 育 企 画 課 長

次の事業について別添の文案を登録したので、富山県教育委員会文書管理規程第16条第  
3項の規定により通知します。

事 案		第 号
文 案		
登 録 番 号	課別・共通	第 号

(日本産業規格A1)

法改正による  
名称の変更

様式第6号 (第16条関係)

様式第6号(第16条関係)

例文登録台帳

登録番号	登録年月日	適用区分	事件	案文	案	案課・係	摘要
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					

(日本工業規格A)

様式第6号 (第16条関係)

様式第6号(第16条関係)

例文登録台帳

登録番号	登録年月日	適用区分	事件	案文	案	案課・係	摘要
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					
	・ ・	課別・共通					

(日本工業規格A)

法改正による  
名称の変更



様式第7号 (第24条関係)  
略

---

様式第7号 (第24条関係)  
略

---

---

様式第8号 (第27条関係)

様式第8号(第27条関係)

規則等番号

規則等の種類

番号	年	月	日	件	名	室 出先機関等	課 備	考
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						

(日本工業規格A1)

様式第8号 (第27条関係)

様式第8号(第27条関係)

規則等番号

規則等の種類

番号	年	月	日	件	名	室 出先機関等	課 備	考
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						

(日本産業規格A1)

法改正による  
名称の変更

様式第9号 (第31条関係)

様式第9号(第31条関係)

公 印 使 用 簿

使 用 日 年 月 日	公 印 の 種 類	文 書 の 種 類	標 題	通 致	室 課 (係)	使 用 者 氏 名 及 び 職 名

(日本工業規格 A1)

様式第9号 (第31条関係)

様式第9号(第31条関係)

公 印 使 用 簿

使 用 日 年 月 日	公 印 の 種 類	文 書 の 種 類	標 題	通 致	室 課 (係)	使 用 者 氏 名 及 び 職 名

(日本工業規格 A1)

法改正による  
名称の変更

様式第10号 (第32条関係)

様式第10号(第32条関係)

公印事前押印申請書

年 月 日

室課(係)及び使用者	室課(係)	使用者氏及び職名	公印管理責任者	書置責任者	主務
	押印年月日	押印			
件名	(記号 番号 )				
公印の種類					
事前押印の理由					

(日本工務株式会社)

様式第10号 (第32条関係)

様式第10号(第32条関係)

公印事前押印申請書

年 月 日

室課(係)及び使用者	室課(係)	使用者氏及び職名	公印管理責任者	書置責任者	主務
	押印年月日	押印			
件名	(記号 番号 )				
公印の種類					
事前押印の理由					

(日本産業規格AM)

法改正による  
名称の変更

様式第11号 (第33条関係)

様式第11号(第33条関係)

印影印刷申請書

年 月 日

室課(出先機関等) 及び保管責任者	室課(出先機関等)		印影印刷文書保管責任者	
	押印年月日及び使 用予定期間	押印 年月 月 日	期間 年月 月 日から 年月 月 日まで	教育企画 課長
件 名 (記号 番号 )				
公 印 の 種 類				
印影印刷の理由				

(日本工業規格 A1)

様式第11号 (第33条関係)

様式第11号(第33条関係)

印影印刷申請書

年 月 日

室課(出先機関等) 及び保管責任者	室課(出先機関等)		印影印刷文書保管責任者	
	押印年月日及び使 用予定期間	押印 年月 月 日	期間 年月 月 日から 年月 月 日まで	教育企画 課長
件 名 (記号 番号 )				
公 印 の 種 類				
印影印刷の理由				

(日本産業規格 A1)

法改正による  
名称の変更



様式第13号 (第34条関係)

様式第13号(第34条関係)

使 送 簿

送 出 年 月 日	件 名	発 信 室 課 (係)	受 信 者	受 領 印	備 考

(日本工業規格 A1)

様式第13号 (第34条関係)

様式第13号(第34条関係)

使 送 簿

送 出 年 月 日	件 名	発 信 室 課 (係)	受 信 者	受 領 印	備 考

(日本産業規格 A1)

法改正による名  
称の変更





様式第17号 (第52条関係)

様式第17号(第52条関係)

文書引継(置換)票

室課(係)	完結年度
保存箱名	
保存文書の内訳	
保存期間	永・10・5・3
引継年月日	・ ・ ・
当初整理番号	—
管理番号	—
完結文書引継年月日	・ ・ ・
廃棄予定年度	年度4月
文書保存票の枚数	枚

(日本工業規格 A5)

様式第17号 (第52条関係)

様式第17号(第52条関係)

文書引継(置換)票

室課(係)	完結年度
保存箱名	
保存文書の内訳	
保存期間	永・10・5・3
引継年月日	・ ・ ・
当初整理番号	—
管理番号	—
完結文書引継年月日	・ ・ ・
廃棄予定年度	年度4月
文書保存票の枚数	枚

(日本工業規格 A5)

法改正による  
名称の変更

様式第18号 (第57条関係)

様式第18号(第57条関係)

貸出(貸出)書

貸出(貸出)書 承認年月日	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)文書の内容		返還予定 年月日
						記号(記号)	番号(番号)	

国土交通省建設局

様式第18号 (第57条関係)

様式第18号(第57条関係)

貸出(貸出)書

貸出(貸出)書 承認年月日	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	貸出(貸出)書 氏名(氏名)	返還予定 年月日

国土交通省建設局

法改正による  
名称の変更

様式第19号 (第57条関係)

様式第19号(第57条関係)

保存文書利用申込書

年 月 日

室課(出先機関等)	利用者氏名及び職名		(電話)	
	件	名	整理番号	公文書番号
貸出・閲覧 の別	完結 年度	貸出(閲覧)文書の内訳	返還予定 年月日	返還 年月日
貸出・閲覧				
貸出・閲覧				
貸出・閲覧				
貸出・閲覧				
貸出・閲覧				
貸出・閲覧				

日本工業規格 A11

様式第19号 (第57条関係)

様式第19号(第57条関係)

保存文書利用申込書

年 月 日

室課(出先機関等)	利用者氏名及び職名		(電話)	
	件	名	整理番号	公文書番号
貸出・閲覧 の別	完結 年度	貸出(閲覧)文書の内訳	返還予定 年月日	返還 年月日
貸出・閲覧				
貸出・閲覧				
貸出・閲覧				
貸出・閲覧				
貸出・閲覧				
貸出・閲覧				

日本工業規格 A11

法改正による  
名称の変更

議案第19号

富山県立学校文書管理規程一部改正の件

富山県立学校文書管理規程の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第2号を次のように改める。

- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの  
当該訴訟が終結するまでの間

第44条の2第4号を次のように改める。

- (4) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づく開示請求があつたもの 富山県情報公開条例第11条各項の決定の日の翌日から起算して1年間  
様式第1号の1から様式第1号の3までの規定中「（日本工業規格A5）」を  
「（日本産業規格A5）」に改める。

様式第3号から様式第4号の2までの規定、様式第6号及び様式第8号中「（日本工業規格A4）」を「（日本産業規格A4）」に改める。

様式第9号中「（日本工業規格A5）」を「（日本産業規格A5）」に改める。

様式第10号中「（日本工業規格A4）」を「（日本産業規格A4）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の富山県立学校文書管理規程に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行により工業標準化法（昭和24年法律第185号）が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められることから、所要の改正を行うもの
2 訓令案の内容	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 富山県立学校文書管理規程の様式について、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める規定整備を行うもの</p> <p>(2) その他規定整備</p> <p>2 施行期日 令和元年7月1日</p>
3 他の規則等との関連	富山県教育委員会文書管理規程
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

現行	改正案	備考
<p>○富山県立学校文書管理規程 第1条～44条の1 略 (保存期間の延長)</p> <p>第44条の2 次の各号に掲げる公文書については、第43条の2第1項の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) <u>富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)に基づき開示請求があつたもの</u> <u>富山県情報公開条例第11条各項の決定の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) <u>開示請求があつたもの</u> <u>富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)第11条各項の決定の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(5) 富山県個人情報保護条例(平成15年富山県条例第1号)に基づき開示請求、訂正請求又は利用停止請求があつたもの 富山県個人情報保護条例第19条各項の決定、同条例第30条各項の決定又は同条例第38条各項の決定の日の翌日から起算して1年間</p>	<p>○富山県立学校文書管理規程 第1条～44条の1 略 (保存期間の延長)</p> <p>第44条の2 次の各号に掲げる公文書については、第50条第1項の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) <u>現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの</u> <u>当該訴訟が終結するまでの間</u></p> <p>(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) <u>富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)に基づき開示請求があつたもの</u> <u>富山県情報公開条例第11条各項の決定の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(5) 富山県個人情報保護条例(平成15年富山県条例第1号)に基づき開示請求、訂正請求又は利用停止請求があつたもの 富山県個人情報保護条例第19条各項の決定、同条例第30条各項の決定又は同条例第38条各項の決定の日の翌日から起算して1年間</p>	<p>富山県文書管理規程に合わせた規定整備</p> <p>富山県文書管理規程に合わせた規定整備</p>

第45条～60条 略

別表第1、2 略

様式第1号の1 (第10条関係)

様式第1号の1(第10条関係)

文書取発票 件名		受領
_____		室課(係)
_____		文書番号 第 号
_____		取受 . . .
取発先 (来書 . . . / 番号 第 号)		施行 . . .
摘要		

(日本工業規格 A5)

第45条～60条 略

別表第1、2 略

様式第1号の1 (第10条関係)

様式第1号の1(第10条関係)

文書取発票 件名		受領
_____		室課(係)
_____		文書番号 第 号
_____		取受 . . .
取発先 (来書 . . . / 番号 第 号)		施行 . . .
摘要		

(日本産業規格 A5)

法改正による名  
称の変更

様式第1号の2 (第10条関係)

様式第1号の2(第10条関係)

閲覧		確認
文書保管票 件名		室課(係)
_____		文書番号
_____		第 号
_____		取受 . . .
取発先 (発書 . . . / 番号 第 号)		施行 . . .
摘要		メールアドレス
_____		保存期間
_____		水・10・5・3

(日本工業規格 A5)

様式第1号の2 (第10条関係)

様式第1号の2(第10条関係)

閲覧		確認
文書保管票 件名		室課(係)
_____		文書番号
_____		第 号
_____		取受 . . .
取発先 (発書 . . . / 番号 第 号)		施行 . . .
摘要		メールアドレス
_____		保存期間
_____		水・10・5・3

(日本工業規格 A5)

法改正による  
名称の変更



様式第1号の3 (第10条関係)

様式第1号の3(第10条関係)

文書保存票		室課(係)	
件名		文書番号	
_____		第 号	
_____		収受 . . .	
_____		施行 . . .	
取発先	(来書 . . . / 番号 第 号)	ファイル名	
摘要※		保存期間	
		永・10・5・3	

(日本工業規格 A5)

様式第2号 (第10条関係)

略

様式第1号の3 (第10条関係)

様式第1号の3(第10条関係)

文書保存票		室課(係)	
件名		文書番号	
_____		第 号	
_____		収受 . . .	
_____		施行 . . .	
取発先	(来書 . . . / 番号 第 号)	ファイル名	
摘要※		保存期間	
		永・10・5・3	

(日本産業規格 A5)

様式第2号 (第10条関係)

略

法改正による  
名称の変更

様式第3号 (第9条関係)

様式第3号(第9条関係)

特殊文書等受領簿

受領年月日	種類	発信者	受信者	印
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			

(日本工業規格A1)

- 備考 1 種類欄は、該当するものをすべて囲むこと。  
2 受信者欄は、親展文書にあつては、あて名の者の氏名を記載すること。

様式第3号 (第9条関係)

様式第3号(第9条関係)

特殊文書等受領簿

受領年月日	種類	発信者	受信者	印
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			
・	電報・書留 親展			

(日本産業規格A1)

- 備考 1 種類欄は、該当するものをすべて囲むこと。  
2 受信者欄は、親展文書にあつては、あて名の者の氏名を記載すること。

法改正による  
名称の変更

様式第4号の1 (第13条関係)

様式第1号の1(第13条関係)

件名		年	月	日	
あて先		起案	年	月	日
		決裁	年	月	日
		施行	年	月	日
起案者	課 係 (電話番号 )	処理期限	年	月	日
職名・氏名		記号・番号	第	号	
ファイル分類		保存期間			
部 事		副知事			
校長	教頭	事務部長	課員		
起案理由等					
取扱要領		公印承認			
県報登載	年	月	日		
例文番号	例文登録日	年	月	日	
開示区分					
非開示理由					

(起案用紙) (日本工業規格A4)

様式第4号の1 (第13条関係)

様式第1号の1(第13条関係)

件名		年	月	日	
あて先		起案	年	月	日
		決裁	年	月	日
		施行	年	月	日
起案者	課 係 (電話番号 )	処理期限	年	月	日
職名・氏名		記号・番号	第	号	
ファイル分類		保存期間			
部 事		副知事			
校長	教頭	事務部長	課員		
起案理由等					
取扱要領		公印承認			
県報登載	年	月	日		
例文番号	例文登録日	年	月	日	
開示区分					
非開示理由					

(起案用紙) (日本産業規格A4)

法改正による  
名称の変更



様式第6号 (第28条関係)

様式第6号(第28条関係)

公 印 使 用 簿

使用年月日	公印の種類	文 書 の 標 題	通 数	室 課 ( 係 )	使用者氏 及び職名

(日本工業規格A1)

様式第6号 (第28条関係)

様式第6号(第28条関係)

公 印 使 用 簿

使用年月日	公印の種類	文 書 の 標 題	通 数	室 課 ( 係 )	使用者氏 及び職名

(日本産業規格A1)

法改正による  
名称の変更



様式第9号 (第45条関係)

様式第9号(第45条関係)

文書置換票

室課(係)	永	10	5	3	引継年月日	.	.	完結年度
保存箱名								
保存文書の内訳								
保存期	永	10	5	3	引継年月日	.	.	完結年度
当初整理番号	-			管理番号	-			完結年度
完結文書引継年月日	.	.	.	廃棄予定年度	年度4月			
文書保存票の枚数	枚							

(日本工業規格 A5)

様式第9号 (第45条関係)

様式第9号(第45条関係)

文書置換票

室課(係)	永	10	5	3	引継年月日	.	.	完結年度
保存箱名								
保存文書の内訳								
保存期	永	10	5	3	引継年月日	.	.	完結年度
当初整理番号	-			管理番号	-			完結年度
完結文書引継年月日	.	.	.	廃棄予定年度	年度4月			
文書保存票の枚数	枚							

(日本産業規格 A5)

法改正による名称の変更

### 様式第10号 (第46条関係)

様式第10号(第46条関係)

#### 保存改正審判提出書

登録年度月日	出願年度月日	審定年度月日	登録年月日	出願年月日	審定年月日	保存改正		備考
						審決	審判	

日本工業標準化協会

### 様式第10号 (第46条関係)

様式第10号(第46条関係)

#### 保存改正審判提出書

登録年度月日	出願年度月日	審定年度月日	登録年月日	出願年月日	審定年月日	保存改正		備考
						審決	審判	

日本工業標準化協会

法改正による  
名称の変更



臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和元年6月28日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

記

令和元年6月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和元年6月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和元年6月3日

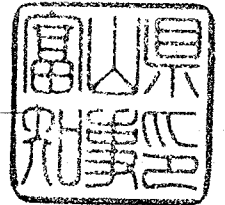
富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

財 第 25 号  
令和元年 6 月 3 日

富山県教育委員会  
教育長 伍嶋 二美男 殿

富山県知事 石 井 隆



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和元年 6 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・ 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件
- ・ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- ・ 工事請負契約締結に関する件（富山県立中央農業高等学校寄宿舎改築工事）

議案第 号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件  
富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和 年 月 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）

第24条第5項の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第42条の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあつては給料並びに初任給調整手当（人事委員会規則で定める者に支給するものに限る。）、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当（以下「各種手当」という。）をいう。  
2 報酬は月額、日額又は時間額で定めるものとし、給料は月額で定めるものとする。

(職種の区分等)

第3条 会計年度任用職員の職種は、次の各号に掲げるものとし、当該職種に該当する者は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行政職 一般的な事務又は次号から第4号までに掲げる職種の業務以外の業務に従事する者
- (2) 教育職 教育業務に従事する者
- (3) 医療職 衛生管理業務に従事する者
- (4) 高度専門職 高度かつ専門的な業務に従事する者

2 前項各号に掲げる職種に該当する職は、人事委員会規則で定める。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第4条 第1号会計年度任用職員の報酬の額は、次項から第5項までの規定により算定した報酬の基本額並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額であつて、人事委員会規則で定めるところにより支給するものの合計額とする。

2 月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、基準月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 時間額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

5 前3項の「基準月額」とは、前3項の第1号会計年度任用職員をその職務に従事する第2号会計年度任用職員と仮定し、かつ、その第2号会計年度任用職員に第8条の規定を適用した場合の給料の月額と同一の額とする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第5条 第1号会計年度任用職員の期末手当は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、6月未満の任期を定めて採用された者その他の人事委員会規則で定める者には、期末手当は支給しない。

(第1号会計年度任用職員の通勤等に係る費用弁償)

第6条 第1号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき、又は職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤の職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(第1号会計年度任用職員の報酬等の特例)

第7条 特別な事情があると認められる第1号会計年度任用職員であつて、人事委員会規則で定めるものに対して支給する報酬の基本額その他の報酬、期末手当及び費

用弁償については、前3条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める。

(第2号会計年度任用職員の給料等)

第8条 第2号会計年度任用職員の給料は、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる金額の範囲内において、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

2 前項の規定により給料を定める場合には、第2号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、一般職の常勤の職員との権衡を考慮して定めなければならない。

3 第2号会計年度任用職員の各種手当は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、6月未満の任期を定めて採用された者その他の人事委員会規則で定める者には、期末手当は支給しない。

(支給)

第9条 第4条から前条までに規定するもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給については、一般職の常勤の職員の例による。ただし、報酬及び給料の支給日は、人事委員会規則で定める。

(人事委員会規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び単純労務職員」を「、単純労務職員及び法第22条の2第1項に掲げる職員」に改め、「県費負担教職員」の次に「(法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。)」を加える。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

(県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

3 県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年富山県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料の月額」を「給料の月額」に改め、「加算した額」の次に「、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬の額(富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富山県条例第 号)第4条第2項から第4項まで又は第7条に規定する報酬の基本額に限る。)」を加える。

別表(第8条関係)

職種	金額
行政職	247,600円
教育職	550,000円
医療職	332,400円
高度専門職	830,000円

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案要綱

経営管理部人事課

項目	説明
1 制定の趣旨、必要性等	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、同法により創設された会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるもの
2 条例案の内容	<p>第1 条例の内容</p> <p>1 趣旨（第1条） 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 給与（第2条） (1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び期末手当をいう。 (2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与は、給料並びに初任給調整手当（人事委員会規則で定める者に支給するものに限る。）、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいう。 (3) 報酬は月額、日額又は時間額、給料は月額で定める。</p> <p>3 職種の区分（第3条） 会計年度任用職員の職種及び当該職種に該当する者は、次に掲げるものとし、当該職種に該当する職については、人事委員会規則で定める。 (1) 行政職 一般的な事務又は(2)から(4)まで以外の業務に従事する者 (2) 教育職 教育業務に従事する者 (3) 医療職 衛生管理業務に従事する者 (4) 高度専門職 高度かつ専門的な業務に従事する者</p> <p>4 第1号会計年度任用職員の報酬等（第4条から第7条まで） (1) 報酬 報酬の額は、第2号職員に支給される給料の額を基に算定した額を月額、日額又は時間額に換算した額及び常勤の職員に支給される地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額の合計額とする。 (2) 期末手当 常勤の職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の人事委員会規則で定める者には、支給しない。 (3) 費用弁償 住居と勤務公署との往復や職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。</p> <p>5 第2号会計年度任用職員の給料等（第8条） (1) 給料 職種の区分に応じ別表に掲げる上限額の範囲内で定める。 (2) 各種手当 常勤の職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の人事委員会規則で定める者には、期末手当は支給しない。</p> <p>6 支給（第9条） 会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給については、常勤の職員の例による。ただし、報酬及び給料の支給日は、人事委員会規則で定める。</p> <p>7 人事委員会規則への委任（第10条） この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

<p>3 他の条例等との関連</p> <p>4 審議、調整、予算化等の状況</p>	<p>第2 施行期日 令和2年4月1日（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行の日）</p> <p>改正が必要な条例等及びその対応</p> <p>1 次の条例について、附則で改正</p> <p>(1) 富山県一般職の職員等の給与に関する条例</p> <p>(2) 県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p>2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例を整備条例により改正</p> <p>(1) 富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(2) 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(3) 県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例</p> <p>(4) 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例</p> <p>(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例</p> <p>(6) 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>3 富山県職員等退職手当支給条例施行規則を改正予定</p> <p>4 次の規則について、人事委員会において改正予定</p> <p>(1) 職員の任用に関する規則</p> <p>(2) 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則</p> <p>(3) 県職員及び県費負担教職員の分限に関する規則</p> <p>(4) 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則</p> <p>(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則</p> <p>(6) 期末手当及び勤勉手当に関する規則</p> <p>5 条例の制定に併せ、人事委員会において次の規則を制定予定</p> <p>(1) 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（仮称）</p> <p>(2) 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（仮称）</p> <p>関係部局（教育委員会、県警、企業局、人事委員会）と調整済み</p>
-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（附則第2条関係）

備考	改正案	現行
	<p>(目的及び効力)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、県の一般職の職員（企業職員、単純労務職員及び法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。）及び県費負担教職員（法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。）（以下「職員」と総称する。）の給与に関する事項並びに県の一般職の職員である単純労務職員（企業職員である者を除く。以下同じ。）の給与の種類及び基準に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第24条 略</p> <p>第25条 削除</p> <p>第26条～第30条 略</p>	<p>(目的及び効力)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、県の一般職の職員（企業職員及び単純労務職員を除く。）及び県費負担教職員（以下「職員」と総称する。）の給与に関する事項並びに県の一般職の職員である単純労務職員（企業職員である者を除く。以下同じ。）の給与の種類及び基準に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第24条 略</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第25条 非常勤職員については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>第26条～第30条 略</p>
<p>富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新設に伴う規定整備</p>		

県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例（附則第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第3条 略 (減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の間に於いて給料の月額（富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年富山県条例第38号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、<u>給料の月額</u>に教職調整額の月額を加算した額</p> <p>_____</p> <p>_____）の10分の1</p> <p>以下を減ずるものとする。</p> <p>第5条、第6条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の間に於いて給料の月額（富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年富山県条例第38号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、<u>給料の月額</u>に教職調整額の月額を加算した額、<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬の額（富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第 号）第4条第2項から第4項まで又は第7条に規定する報酬の基本額に限る。）</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>第5条、第6条 略</p>	<p>会計年度任用職員（パートタイム）の報酬について規定するもの</p>

議案第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例制定の件  
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例を次のように定める。

令和元年6月 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例  
(富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例  
第5号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項  
第2号に掲げる職員」を加える。

(県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条  
例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第  
261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会  
計年度任用職員を除く。）」を加える。

第24条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

(県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例（昭和26年富山県条例第47  
号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適  
用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項  
の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例(平成13年富山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和63年富山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第24条中「について」を「の給与は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額及びその支給に関し必要な事項」に、「し、予算の範囲内で給与を支給する」を「して管理者が定めるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
 条例の整備に関する条例案要綱

経営管理部人事課

項目	説明
1 改正の趣旨、 必要性等	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係条例の規定整備を行うもの
2 条例案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例第5号）の一部改正（第1条関係）        人事行政の運営等の状況の報告対象となる職員に会計年度任用職員（フルタイムの職員に限る。）を追加するもの</p> <p>2 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部改正（第2条関係）        (1) 会計年度任用職員には勤勉手当を支給しないことから、勤勉手当を支給する職員から会計年度任用職員を除くもの        (2) 会計年度任用職員には号給の調整が無いことから、号給の調整対象職員から会計年度任用職員を除くもの</p> <p>3 県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例（昭和26年富山県条例第47号）の一部改正（第3条関係）        会計年度任用職員の休職の期間について規定するもの</p> <p>4 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号）の一部改正（第4条関係）        改正法の施行に伴う地方公務員法の引用条項の規定整備</p> <p>5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）の一部改正（第5条関係）        改正法の施行に伴う地方公務員法の引用条項の規定整備</p> <p>6 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）の一部改正（第6条関係）        企業職員のうち会計年度任用職員の給与について定めるもの</p>

<p>3  他の条例等との関連</p> <p>4  審議、調整、予算化等の状況</p>	<p>第2  施行期日 令和2年4月1日（改正法の施行の日）</p> <p>改正法の施行に伴い創設される会計年度任用職員の給与等について規定する「富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」について別途起案</p> <p>富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を所管する企業局とは調整済み</p>
---------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条 略 （報告の時期）</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>	<p>第1条 略 （報告の時期）</p> <p>第2条 同左 （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>	<p>報告対象となる職員に会計年度任用職員（フルタイム）を追加するもの</p>

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第6条 略 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p> <p>準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤労手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員</p> <p>が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p> <p>第9条～第23条 略</p> <p>第24条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>第1条～第6条 略 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 同左</p> <p>2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤労手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p> <p>第9条～第23条 略</p> <p>第24条 同左</p>	<p>勤労手当の支給対象となる職員から会計年度任用職員を除くもの</p> <p>号給の調整をすることができず、従って、会計年度任用職員を除くもの</p>



<p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア、イ 略</p> <p>第25条～第28条 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア、イ 略</p> <p>第25条～第28条 略</p>	<p>規定整備</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第3条 略 (休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2～4 略 (新設)</p> <p>第5条～第7条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (休職の効果)</p> <p>第4条 同左</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「<u>法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の</u>」とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>	<p>会計年度任用職員の休職の期間について規定するもの</p>

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（第4条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第10条 略 (退職派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法<u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>第12条～第19条 略</p>	<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第10条 略 (退職派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第11条 同左</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法<u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>第12条～第19条 略</p>	<p>地方公務員法改正に伴う規定整備</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（第5条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になつて いる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第9条 略</p>	<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条 _____ に規定する条件付採用になつて いる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第9条 略</p>	<p>地方公務員法改正 に伴う規定整備</p>

富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（第6条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第23条 略 (非常勤職員の給与)</p> <p>第24条 企業職員で職員以外のものについて</p> <hr/> <p>は、職員の給与との権衡を考慮し、<u>予算の範囲内で給与を支給する。</u></p> <p>(新設)</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p>第25条 略</p>	<p>第1条～第23条 略 (非常勤職員の給与)</p> <p>第24条 企業職員で職員以外のものの給与は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額及びその支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮して管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者</u> 給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当</p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者</u> 給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当</p> <p>第25条 略</p>	<p>地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、企業職員のうち会計年度任用職員の給与について定めるもの</p>

議案第 号

工事請負契約締結に関する件

富山県立中央農業高等学校寄宿舍改築工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和元年6月 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 契約の目的 富山県立中央農業高等学校寄宿舍改築工事
- 2 工事の場所 富山市東福沢地内
- 3 契約金額 589,032,000 円
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約の相手方 近藤建設・スター総合建設富山県立中央農業高等学校寄宿舍改築工事共同企業体

代表者

富山県富山市緑町一丁目1番10号  
近藤建設株式会社

共同企業体構成員

富山県富山市桜木町1番11号  
スター総合建設株式会社

- 6 完成期日 令和2年3月26日

工事請負契約締結に関する件

教 育 委 員 会

- 1 事業名 高等学校建設事業費  
2 工事名 富山県立中央農業高等学校寄宿舎改築工事  
3 工事の場所 富山市東福沢地内  
4 契約金額 589,032,000円  
5 契約の方法 一般競争入札  
6 契約の相手方 近藤建設・スター総合建設富山県立中央農業高等学校寄宿舎改築  
工事共同企業体

代 表 者 富山県富山市緑町一丁目1番10号  
近藤建設株式会社

共同企業体構成員 富山県富山市桜木町1番11号  
スター総合建設株式会社

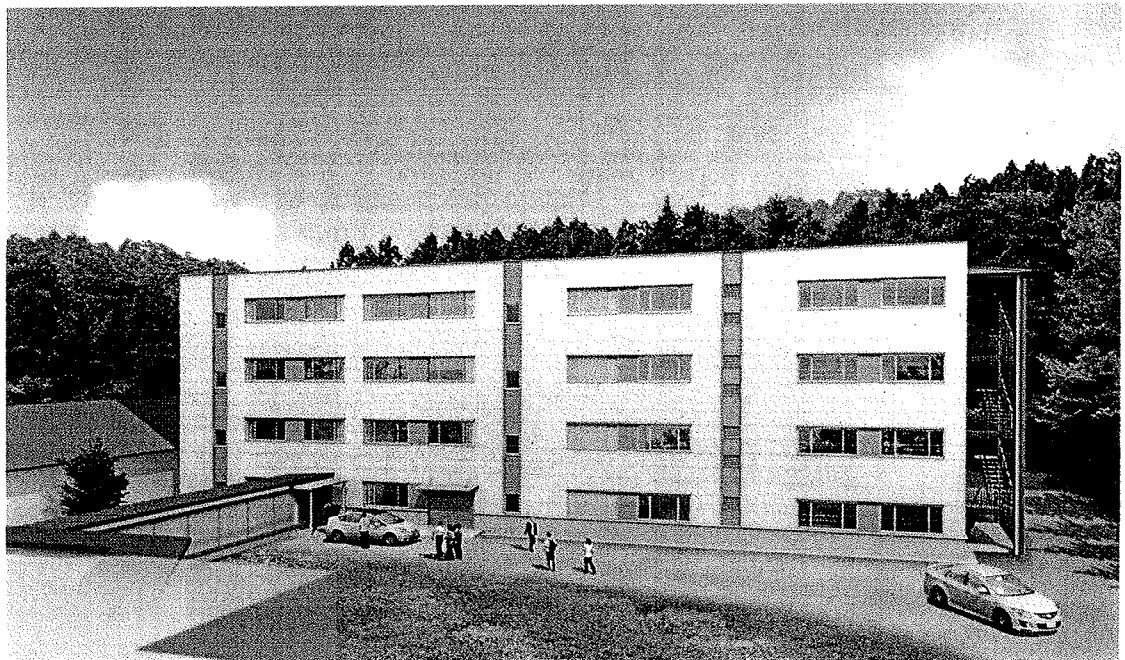
- 7 完成期日 令和2年3月26日  
8 工事概要 富山県立中央農業高等学校寄宿舎

構造 鉄骨造4階建

規模 延面積 2,221.44㎡ 建築面積 581.39㎡

1階	男子舎室7室、舎監室、相談室、売店、倉庫兼作業室、物干し室、物品室、男女トイレ、洗面、ラウンジ、オイルタンク室
2階	男子舎室11室、男子談話室、物干し室、物品室、男子トイレ、洗面、オイルタンク室
3階	女子舎室11室、舎監室、女子談話室、洗濯室物干し室、物品室、女子トイレ、洗面、オイルタンク室
4階	女子舎室11室、女子集会室、洗濯室物干し室、物品室、女子トイレ、洗面、オイルタンク室

完成予想図



令和2年度富山県公立学校教員採用選考検査 志願状況について

1 概要

(1) 日程

- ・募集期間 令和元年5月16日(木)～5月31日(金)
- ・1次検査 7月20日(土) 7月21日(日)
- ・2次検査 8月24日(土) 8月25日(日)

(2) 採用予定者数 315人程度(A)

2 志願者数

(1) 志願者総数 822人(B)

(2) 志願倍率 = 2.6倍(B/A)

(3) 種目別志願者数

種 目	小 学 校		中 学 校 高 等 学 校		特別支援学校A		特別支援学校B		養 護 教 諭		総 数		
	H31	R2	H31	R2	H31	R2	H31	R2	H31	R2	H31	R2	
一般選考	324	251	433	378	29	36	14	14	62	52	862	731	
特別選考	社会人経験A	3	4	23	23	1	4	-	1	2	0	29	32
	社会人経験B	-	0	-	7	-	0	-	0	-	0	-	7
	教職経験	6	12	4	8	0	2	-	0	1	0	11	22
	特定資格	0	0	8	11	0	0	-	0	0	0	8	11
	国際貢献	0	1	0	1	0	0	-	0	0	0	0	2
	スポーツ実績	-	-	19	12	-	-	-	-	-	-	19	12
	障害者	0	2	0	0	0	2	-	1	0	0	0	5
計	333	270	487	440	30	44	14	16	65	52	929	822	
前年比	人数[人]		△ 63		△ 47		14		2		△ 13		△ 107
	[%]		△ 18.9		△ 9.7		46.7		14.3		△ 20.0		△ 11.5

※社会人経験BはR2年度から新設

※社会人経験Aは、H31まで社会人経験として募集、障害者はH31まで身体障害者として募集

(4) 志願者総数における男女内訳

年 度	平成31年度		令和2年度		前年比(R2-H31)	
	男	女	男	女	男	女
人 数[人]	482	447	414	408	△ 68	△ 39
構成比[%]	51.9	48.1	50.4	49.6	△ 1.5	1.5

<参考>

志願者総数の年度別推移

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
志願者数[人]	1,221	1,192	1,206	1,141	1,159	1,092	1,105	1,049	929	822
採用予定者数[人]	300	285	290	320	325	310	300	300	300	315
倍率[倍]	4.1	4.2	4.2	3.6	3.6	3.5	3.7	3.5	3.1	2.6

(採用予定者数には特別選考を含む)



## 県立高校再編による新高校の開設準備検討会について

令和元年6月28日  
県立学校課

県立高校再編の実施計画（平成30年12月決定）に基づき設置される新高校の開設準備に係る共通課題について検討するため、去る5月29日に第1回開設準備検討会（会長：金岡 富山県経営者協会会長）を開催したところ、その概要は次のとおりでしたのでご報告します。

### 【開設準備検討会】

- 1 設置目的等 実施計画に基づき、以下の事項に関する基本的な考え方を検討
  - (1) 高校再編に係る学習活動や学校行事、部活動等に関すること
  - (2) 新高校の名称、校歌、校章等に関すること
- 2 委 員 別紙のとおり

### 【第1回 開設準備検討会の概要】

- 1 日 時 令和元年5月29日(水) 9:30～11:00
- 2 主 な 意 見
  - (1) 高校再編に係る学習活動や学校行事、部活動等に関することについて
    - ① 前期再編を踏まえ、両校の歴史や良い点をできるだけ活かした形で継続してほしい。
    - ② プラス思考で創造的な心構えをもって、新高校の魅力づくりの検討にあたってほしい。
    - ③ 新高校の学習や部活動の環境向上のための施設設備を充実してほしい。
    - ④ 再編対象校の在校生が誇りと自信を持って卒業できるように、最後まで、学習や部活動などの面で十分な配慮や対応をお願いしたい。
    - ⑤ 中学生や保護者にHPやパンレット等で新高校の情報をしっかり提供してほしい。
  - (2) 新高校の名称、校歌、校章等に関することについて
    - ① 前期再編でまとめた基本的な考え方を踏まえ、検討を進めていくべきである。
    - ② 現在の校名は、市町名が付いている高校がほとんどであり、地名が付いていると分かり易く、所在地を示すことが大切である。
    - ③ 校名、校歌、校章については歴史やイメージに配慮してほしい。
    - ④ 校名の検討にあたって、卒業生や地域の方々の中で混乱が起きてしまうと、子どもたちにとって良い影響を与えないので、十分配慮して進めてほしい。

### 【今後のスケジュール】

- 令和元年 8月 共通課題に関する「基本的な考え方」のとりまとめ
- " " 県総合教育会議において校名案等を決定
- " 9月 9月議会に「富山県立高等学校等設置条例」の改正案を提出予定

## 開設準備検討会委員名簿

令和元年 5 月 29 日現在

(委員 8 名、敬称略)

役 職	氏 名	委 員 の 所 属 等
会 長	金岡 克己	富山県経営者協会 会長
副会長	神川 康子	富山大学 顧問
委 員	稲垣 晴彦	とやま起業未来塾 塾長
委 員	井上 孝	YKK 株式会社 特別顧問 [富山県経営者協会 副会長]
委 員	大西ゆかり	射水市 PTA 連絡協議会 顧問 [富山県 PTA 連合会 副会長]
委 員	加藤 敏久	元 富山県高等学校長協会 会長
委 員	佐脇由紀子	元 富山県中学校長会 理事
委 員	牧田 和樹	富山県高等学校 PTA 連合会 顧問

## 今後の教育委員会等の日程について

- 令和元年7月12日(金) 13:00 予定  
教育委員会 (教育委員会室)

